

04.12

期間延長をした場合の期間計算について

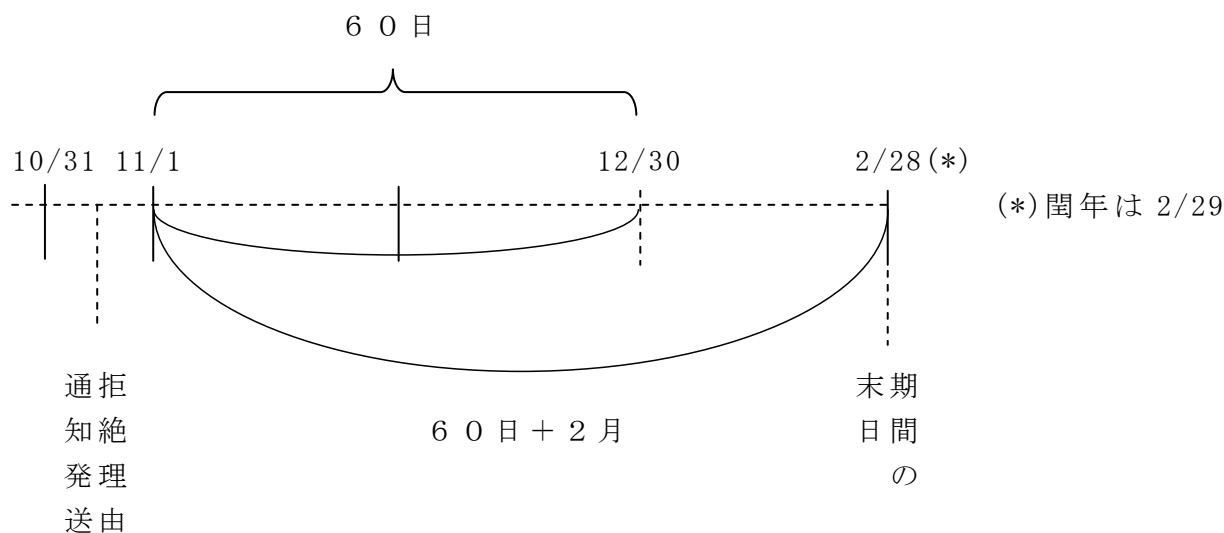
[特許法第4条](#)^{※1}、[第5条](#)^{※2※3}並びに[特許登録令第30条第2項及び第3項](#)^{※4}の規定による延長期間は、もとの期間と一体をなし、合計された一つの期間として手続のできる期間が定まるものであり、[同法第3条第2項](#)^{※2}にいう「期間の末日」とは、もとの期間の起算日から計算して合計された一つの期間の末日を指称するものである。

したがって、もとの期間の末日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日等に当たっても、そこに[特許法第3条第2項](#)^{※5}の規定は適用されない。

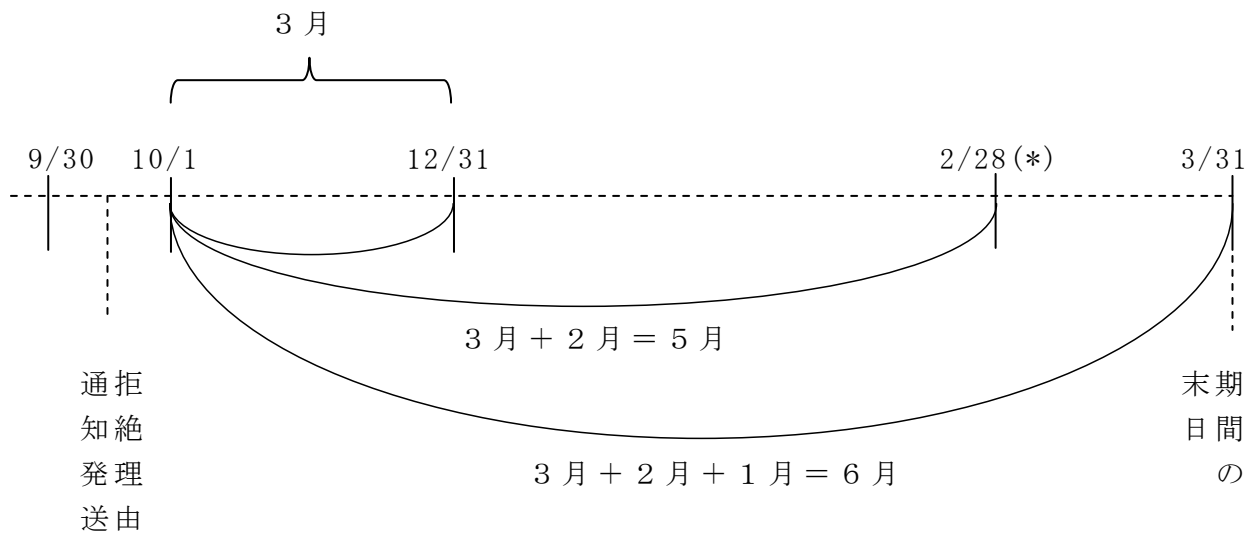
なお、[特許法第4条](#)^{※1}、[第5条](#)第1項^{※2}並びに[特許登録令第30条第2項](#)^{※4}の規定により期間を延長する場合、もとの期間の末日が祝日等に当たるときは、[特許法第3条第2項](#)^{※5}の規定に基づき、その日の翌日まで期間延長請求できるが、延長期間はもとの期間の起算日から計算される。

<例．特許出願（延長登録出願、拒絶査定不服審判を除く。）における拒絶理由通知の応答期間の延長をする場合>

[出願人が国内居住者]



[出願人が在外者]



(*) 閏年は 2/29

(改訂平成 28・4)

※¹ [特 4 条](#) : [実 1 4 条の 2 第 5 項](#)、[3 9 条の 2 第 4 項](#)、[4 5 条 2 項](#)、[5 4 条の 2 第 5 項](#)、[意 6 8 条 1 項](#)、[商 7 7 条 1 項](#)、[商 附 則 2 7 条 1 項](#)において準用

※² [特 5 条 1 項](#) : [実 2 条の 5 第 1 項](#)、[意 6 8 条 1 項](#)、[商 7 7 条 1 項](#)、[商 附 則 2 7 条 1 項](#)において準用

※³ [特 5 条 3 項](#) : [実 2 条の 5 第 1 項](#)、[商 7 7 条 1 項](#)、[商 附 則 2 7 条 1 項](#)において準用

※⁴ [特 3 条 2 項](#) : [実 2 条の 5 第 1 項](#)、[意 6 8 条 1 項](#)、[商 7 7 条 1 項](#)、[商 附 則 2 7 条 1 項](#)において準用

※⁵ [特 登 令 3 0 条 2 項、 3 項](#) : [実 登 令 7 条 1 項](#)、[意 登 令 7 条 1 項](#)、[商 登 令 1 0 条 1 項](#)において準用